

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 19 日現在

機関番号：64401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25884080

研究課題名(和文) 気候変動の政治経済と中南米低地先住民の所有実践

研究課題名(英文) The Political Economy of Climate Change, Property Ownership and Social Practices among Indigenous Societies in Latin America

研究代表者

近藤 宏 (KONDO, Hiroshi)

国立民族学博物館・民族社会研究部・外来研究員

研究者番号：20706668

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：エクアドルの先住民シュアール・パナマ東部先住民エンベラのもとでの調査をおこなった。前者については、気候変動の経済に参加する共同体の数が少ないことその他、共同体でも参加の成否をめくり議論がわかれていた。パナマについては、気候変動をめぐる経済開発枠組みを先住民はいちど拒否したのち、交渉を再開するという、大きな事態が起こっていることがわかった。こうした動向に至った背景等を記した文書等を収集し、また先住民組織の代表者たちにもインタビューを行った。気候変動の経済の実現がうまくいかない一方で、別のかたちで森林資源を利用する経済活動が盛んになっていることを確かめることができた。

研究成果の概要(英文)：I've conducted fieldwork in indigenous communities or associations in Ecuador and Panama. In case of Ecuador, for various communities the participation to REDD+ programs were under considerations. In case of Panama, the national indigenous organization once rejected negotiations of REDD+ program with administrative entities, then, they restarted the negotiations again. In case of the Embera people in Comarca, at the community level, we can't find any progress of implementation of this program. However, they have organized another economical activities which use forest resource in communal form.

研究分野：文化人類学

キーワード：先住民 気候変動 ラテンアメリカ

1. 研究開始当初の背景

気候変動について、人類学の分野からもいくつかの議論がなされている。人類学の領域における気候変動に関する多様な議論のなかで、先住民と気候変動の関係が問われる場合には、「被傷性 (vulnerability)」や「適応能力」という語彙とともに被害を受ける人々として先住民は形象化されることが多い。これは「適応」という局面から気候変動を問題にする視点である。

本研究ではそれとは別に「緩和」対策の担い手として先住民が位置づけられつつある事実を目を向ける。2008年のCOP14以降、途上国での森林減少抑止に経済的インセンティブを与える、REDD+ (レッド・プラスと呼ばれる) の政策枠組みが国連を中心に議論され、各国で実現しはじめている。熱帯林地帯に地域共同体による森林管理の枠組みと炭素取引という新しい国際的な経済の形式と連動する制度で、先住民共同体もその枠組みに参加するようになった。気候変動緩和対策の担い手という先住民の配置と現地固有の生の様式との接続はいかになされるかという問いが本応募課題を含む研究の主題となる。具体的には、3つの論点が想定できる。

1. 所有主体の形成の条件 2. 新しい資源管理と財の配分の諸実践を通じた社会性の変容 3. 数値による自然の対象化という視点の位置づけ。これらの論点が想定される気候変動と先住民の生の接続について今後検討ことを念頭に、気候変動をめぐる経済の現状を、資料・及び現地調査を通じて進めることが本研究の課題である。

2. 研究の目的

気候変動を前に、今日では熱帯林地帯に住する先住民も緩和対策の担い手として位置づけられるようになってきている。炭素取引と連動させることで、森林減少の抑止に経済的インセンティブを与える制度が国際的に議論され、政策として実現され始めている。それは、炭素という新しい所有物を先住民の生活にもたらす制度である。この新しい所有物の導入が、現地における自然資源利用の諸実践とどのように切り結ばれるのか、そして先

住民と自然との諸関係に何をもたらすのか、という問いを立て、エクアドルの先住民シュアールとパナマ先住民エンベラのもとで現地調査を行い、この新しい事態の詳細を追うことが研究の目的である。

2年間の研究期間では、先に示した3つの論点を網羅し、気候変動緩和対策が先住民の生の様式に与える影響の総体を把握することは困難だと考えている。そこで、1. 所有主体の形成の条件の論点に注目する。パナマやシュアールを含め、ラテンアメリカ低地の先住民諸社会では資源を利用可能・消費可能なものに変える領有の行為こそが、ある人を所有主体に変える条件となっている。こうした所有のありかたを、近年の南米先住民研究の成果とこれまでのエンベラでの調査も踏まえて、民族誌的にまとめ、今後の研究を進めるための重要な論点を整理する。

これに加え、エクアドルの先住民シュアールとパナマ先住民エンベラのもとで現地調査をおこなう。新しい動向でもあるので、その実現に向けた準備状況等を把握することを第一の目的にする。そのうえで、実際にこうした経済の構想が、どのような具体的なかたちを取るのかを検討する。

合わせて、この新しい炭素経済の構想に関する議論をフォローしどのようなことが論点となるのかを整理する。

3. 研究の方法

以下の3つの取組を進める。第一に、所有という分析視角に関する議論を整えることである。これは、これまでに行ってきたエンベラのもとでの調査に基づく民族誌的な事実をまとめること、また、所有に関する近年の議論動向を整理しておくことである。文献調査と現地調査成果の記述を組み合わせるようにして進めることである。文献については、C. Hann ed. 1998. *Property Relations*; K. Humphrey et al. eds. 2004 *Property in question*、松村 2007『所有と分配の人類学』など、人類学的な理論のほか、C. ファウストによる議論(“Too Many Owners”2008)と、

M.ブライトマン(“Creativity and Control” 2010)やL.コスタ(“The Kanamari Body-Owner” 2010)ら、南米低地先住民の研究の領域における議論動向を精読し、自身の議論に活用する。

第二に、REDD+という政策枠組みに関する議論動向のフォローである。ただしこの枠組みは、社会科学的な観点のみならず自然科学的な観点からも膨大な量の文献が近年発表されていることを踏まえ、特に先住民共同体の参加という観点を中心にする議論に焦点をあてる。

第三に現地調査を行なう。これまでに調査を行ってきたパナマ共和国のエンベラのほか、エクアドルのシュアールにも目を向ける。エクアドル南東部に位置するシュアールのうちのいくつかの共同体は、2010年に気候変動緩和対策として定着炭素量に応じて経済的インセンティブを与える socio bosque (Forest partner と訳される) 政策に同意している。その共同体あるいは、その他の共同体のもとに行き現地調査を開始し、こうした新しい枠組みの実態を把握することである。

4. 研究成果

3で示した二点目については、次のような成果があった。REDD+に関する議論のうち、南米先住民の参加の実態を直接議論したものはほとんど見られず、構想や権利の側面を議論するものは多かった。先住民の参加をめぐっては、インフォームドコンセントに基づく事前同意の重要性などが指摘されるほか、一見完全に新奇なものに見えるこの枠組みも、これまでに議論されてきた先住民共同体開発のモデルを基に、議論が進められていることがわかった。そのモデルとは、共同体による森林資源管理という開発モデルであった。森林伐採等の経済活動と保全活動を両立させるような利用のあり方に地域共同体を位置づけるための開発枠組みの延長として、炭素の経済も位置づけられるという議論がいくつか見られた。

ただし、このことは、森林定着炭素も他の森林資源と同等に扱おうということをも

ずしも意味しない。パナマ国内の動向をまとめたNGOの報告書等を見ると炭素の法的所有を規定する法律は確立されてはいないものの、地下資源と同等のかたちで位置づけられる、という議論もあった。このことは、森林定着炭素の所有者は国家であり、地域共同体ではないということの意味している(業績3にて言及した)。

こうした想定は、REDD+の想定とは齟齬をきたすようにも思われる。というのもこの枠組みは、森林(土地)利用の改善に対して経済的インセンティブを与えるものであり、土地所有者に対して森林理を保持することを、農地転換等の他の土地利用の代替となる経済活動として位置づけることだからである。とりわけ、先住民共同体については土地に対する権利が認められているにもかかわらず、炭素についてはそれとは異なる所有の設定をすることにはコンフリクトの余地を強くふくんでしまう。参加の問題については、森林定着炭素という新奇な所有物をめぐる法的な問題や、分配の枠組み等の観点を踏まえてどのような議論がなされているのかも検討することが、今後の課題である。

3で示した一点目については、業績の4にまとめた。この業績は発表後、大幅に加筆し、論文として準備している。発表し内容はおおよそ以下の通りである。近年の人類学的動向においては、所有という現象を関係論的な観点から議論されるようになり、モノに対する人格間の関係という側面だけではなく、所有主体と所有物のあいだのつながりについても焦点が当てられていることがわかった。こうした議論の動向は、南米低地先住民を対象とする議論にも共有されている。後者の領域でこの問題をリードするC.ファウストによれば、南米低地先住民社会に広くみられる所有的な関係とは、所有物を所有主体という自己の延長に位置づける近代的な所有概念とは異なる。むしろ、自己ならざるものが所有物であり、所有の関係とは、支配とケアとが表裏一体になった関与の行為とともに形成される。こうした所有者-所有物の関係はいろいろな文脈にも見られ、野生動物とそれらを所有するという霊的な存在との関係もそ

の一つであるという。

この議論は現在のエンペラの社会生活にもあてはまる。狩猟や家畜として飼う豚と人との関わりなどの文脈には見られる。しかし、土地利用についてはこれとは異なるかたちで所有者と土地の関係は理解されている。かつての焼畑耕作経済では、果樹などの作物こそが所有物であったが、今日では地表面そのものが所有物と位置づけられる。現在では土地の境界線が土地所有のために重要な役割を果たしており、作物の所有には不可欠である「植える」などの行為を伴わずとも、境界線で囲い込むことで「所有する される」という関係性が形成可能になっている。近年みられるようになった境界線に基づく土地所有では、世話をすると行った行為がなくともその関係は持続するものとして理解されるようになってきている。所有という観点から見た時には、こうした二つの異なる関わり方が、エンペラの経済活動に見られている。

このうち、後者の境界線で囲い込まれた場所を所有するという考え方は、先住民の土地に対する権利の承認にも見られるものである。また、先の共同体資源管理等の枠組みの前提にもなっているといえる。このように考えると、先に見た二つの異なる所有のあり方がどのように共存するのか、どのような状況でどちらに高い優先順位が置かれるのか、という観点から森林資源管理等の新しい経済活動と従来の経済活動の切り結びを考えることができる。ただし、新しい経済活動そのものの調査成果を十分には組み込めていない。この点については今後の課題である。

3で示した三点目については、2013年度、2014年度に現地調査を行なった。エクアドルでの調査は、2013年度に進めた。当初予定していた共同体に限らず、いくつかの共同体とコンタクトを取り、socio bosqueの現状を把握することを目的としていた。しかし、実際には多くの共同体はこのプログラムに参加するか否かを判断している最中であることなどもあり、十分なかたちで調査を進めることができなかつた。またこのほか、森林資源ではなく地下資源の採掘等の問題が絡み合

い、先住民の土地における資源の政治経済的な状態を調査するには、時期として難しい部分があることがわかつた。2014年度そこでは、パナマでの取組に焦点をあてることにした。しかしパナマにおいても、REDD+の実現に向けた動きはあまり進んでいなかった。全国の先住民組織が集まる連絡協議会が一度はこの枠組みを先住民の領土で行うことに反対するという判断を下した。その後、その組織に分裂が生じたあと、再度行政機構との対話が開始される、という状況にあった。REDD+については、この組織の代表者や環境庁職員等へのインタビューや資料収集を進めた。

一方で、パナマの先住民のなかでもエンペラの場合、森林資源管理を実施する企業の設立が進んでおり、そのうちのひとつはREDD+を将来的には事業に組み込むことも想定していた。そこで、REDD+の実施の際には大きな役割を果たすであろう森林資源を利用する企業について調査を進めた。

この企業活動についての調査には着手したばかりではあるが、企業の活動と共同体との関わりにまずは焦点をあてた。その成果を、業績1として発表した。

企業の主たる活動は森林伐採になる。これは、従来の経済活動では利用者のいない場所である原生林にある木材を利用する経済活動である。企業による経済活動はこれまでも共同で行われてきた活動を企業化するのではなく、完全に新しい経済活動を創出するものであった。ところが、森林伐採を進めるため必要な機材等をこの企業は所有していないため、伐出活動自体は、別の伐出業者に任せることになる。つまり、共同体の人びとを巻き込む具体的な活動を、先住民企業は組織できていない。さらに、収益を共同体に分配することも十分には実現できていない。多くの人びとにとっては、森林が切られているのだが、共同体自体には変化をもたらしていない活動として現象していることがわかつた。この企業が、共有地である森を利用することで、どのような共同性を生み出しているのかの一端はこのように把握できる。

進めているいくつかの取組を総合するよ

うなかたちでの成果を出すには至っていないことは確かであるが、森林資源管理の新しい経済が先住民社会に何を及ぼしているのか、という論点については今後の研究課題としたい。そのための見通しを得ることが本研究を通じて達成することができたと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 4 件)

- 1 国内学会, 近藤 宏 「先住民共同体と企業 パナマ東部先住民エンベラによる森林管理の現在」 口頭発表 『日本ラテンアメリカ学会 第 36 回定期大会』 専修大学 2015 年 5 月
- 2 国際学会, KONDO Hiroshi “The Skin as a site of composition: a note on the use of animal body parts and plants in various practices of Panama Embera” the IX Sesquiannual Conference of the Society for the Anthropology of Lowland South America (SALSA). ヨーデボリ (スウェーデン) 2014 年 6 月
- 3 国内学会, 近藤 宏 「土地所有と資源管理のはざまの先住民共同体 パナマ東部先住民エンベラによる自主管理の現在」 口頭発表 『日本ラテンアメリカ学会 第 35 回定期大会』 関西外国語大学 2014 年 6 月
- 4 国際学会 KONDO Hiroshi “Hunting and land use: property relations among the Embera” Panel 055. International Union of Anthropological and Ethnological Sciences Inter-Congress, 幕張 2014 年 5 月

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

近藤 宏 (KONDO, Hiroshi)
国立民族学博物館 民族社会研究部 外来
研究員
研究者番号：20706668